

**「ペルソナSTACIAカード会員規約」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」等
一部変更のお知らせ**

2015年10月7日より、「ペルソナSTACIAカード会員規約」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」の一部を変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

1. 「会員規約名称」の変更

会員規約名称を「ペルソナSTACIAカード会員規約」から「ペルソナ会員規約」へ変更致します。

2. 「ペルソナSTACIAカード会員規約」

第2条(家族会員)の第3項を削除

家族会員発行枚数表示を削除致します。

第2条(家族会員)に第4項を追加

家族会員が本会員の代理人でなくなった又は代理人でないことが判明した場合、本会員が、当社に対し、家族カード利用の中止を申し出る義務を追加致します。

また、上記申出を行なわなかった場合、過去に遡及して代理権の消滅を当社に主張することはできないことを明記致します。

第4条(年会費)に文言追加

年会費不返還について、当社に帰責事由がある場合を除外することを明記致します。

第10条(会員利用総枠)第1項に文言追加

会員利用総枠に関する規定を明確にし、「親カード」と親カード以外のカードを定義するとともに「親カード」の変更及び解約時の取扱いについて明記致します。

第11条(カードの利用枠)に第3項を追加、以降項番号変更

会員利用総枠における割賦利用枠の規定を明記致します。

第14条(紛失・盗難・偽造)に第5項を追加

第三者によりカードが拾得される等、不正使用の蓋然性が高い場合、当社の判断でカードを無効登録できることを、会員はあらかじめ承諾すると明記致します。

第20条(海外利用代金の決済レート等)の文言を一部変更

海外取引関係事務処理経費における1.63%の表記について消費税率改定時に柔軟な対応を可能とするため、「所定の費用」という表記に変更致します。

第36条(遅延損害金)の文言を一部変更

期限の利益が喪失した場合の遅延損額金の算出開始期について、「期限の利益喪失の日から」の表記を「期限の利益喪失の翌日から」に変更致します。

3. 「個人情報の取扱いに関する同意条項」

第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託)第1項①の文言を一部変更

当社届出電話番号の有効性に関する情報の保有期間の表記を「過去5年間の有効性」から「現在及び過去の有効性」に変更致します。

第12条(同意条項の位置付け及び変更)第1項の規約名称を変更

会員規約名称を「ペルソナSTACIAカード会員規約」から「ペルソナ会員規約」へ変更致します。

4. 「ペルソナSTACIAカード会員の個人情報の取り扱いに関する特約」

「ペルソナSTACIAカード会員特約」の個人情報の取扱いに関する部分を独立させ、「ペルソナSTACIAカード会員の個人情報の取り扱いに関する特約」を制定し、明確に致します。

5. 「マイ・ペイすリボ会員特約」第1条、「決済口座に関する特約」第1条、

「ペルソナSTACIAカード会員特約」第2条、「iD会員特約(個人用)」第2条、

「ペルソナSTACIA PiTaPaカード会員特約」第2条の規約名称を変更

会員規約名称を「ペルソナSTACIAカード会員規約」から「ペルソナ会員規約」へ変更致します。

変更後の会員規約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願いいたします。

以上